

令和7年度 ブロック塀等安全対策支援事業補助金

補助額：上限10万円

補助率：1／2

対象工事：道路等に面する建築基準法に適合しないブロック塀等の撤去等又は改修を
市内施工業者に発注して行う工事

補助制度の概要

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を、未然に防止することを目的として創設した制度です。

1 補助額

上限10万円（撤去等又は改修に要する経費の1／2）

ただし、一の敷地につき1回を限度とします。

2 補助対象者

ブロック塀等の所有者又は管理者で、市税等に滞納がないこと。

3 補助対象工事

道路等に面する高さ1メートル以上のブロック塀等のうち、「ブロック塀等点検調査表」により倒壊の危険性があると認められるものを撤去等又は改修するもので、市内施工業者に発注して行う工事

手続きについて

1 補助金申請

【必要書類】

- ☐ 補助対象事業に係る見積書の写し（内訳が分かるもの）
- ☐ ブロック塀等の位置図（付近見取図）及び平面図
- ☐ 撤去等又は改修を実施するブロック塀等の状況が分かる写真
- ☐ ブロック塀等点検調査表
- ☐ 補助対象事業に係るブロック塀等の所有者の承諾書（申請者と所有者が異なる場合）
- ※ 工事着手については、補助金交付決定後となります。
- ※ 市税等に滞納がない証明書は市で税務情報を照会できる場合は不要です。

ウラ面につづく

2 実績報告

工事完了後、当該年度2月末日までに提出してください。

【必要書類】

- ☐ 補助対象事業に係る領収書の写し
- ☐ 補助対象事業に係る施工前、施工中及び施工後の写真（寸法が分かるもの）
- ☐ 補助対象事業に係る見積書又は請求書の写し（工事内容や工事費に変更がある場合）
- ☐ 通帳の写し（口座番号・口座名義人及びフリガナの確認ができるもの）
- ☐ 補助対象事業に係るブロック塀等が、建築基準法施行令（以下「施行令」という。）に適合することを証明できる工事図面等（撤去のみの場合を除く）

※ 工事内容や工事費に変更がある場合は、見積書又は請求書の写しが必要です。

申請期間等について

必要書類を添付し、下記のとおり提出してください。

【受付期間】 令和7年4月1日（火）～令和7年10月31日（金）

【受付場所】 都市整備課（本庁舎2階 窓口番号「20」）

そ の 他

【定義】

- (1) ブロック塀等
コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いて築造した塀をいう。
- (2) 道路等
住宅・事業所等から避難所へ至る避難路の用に供する道路、公園及び公共建築物の敷地をいう。
- (3) 撤去等
ブロック塀等の全て又は道路等からの高さを1メートル未満に取り除くこと（基礎部分を除く）及び、その後、施行令で規定された構造に適合するようにブロック塀等を設置することをいう。
- (4) 改修
施行令で規定された構造に適合するように改修することをいう。
- (5) 敷地
施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (6) 市内施工業者
市内に本店又は支店等を有する法人又は個人事業主をいう。

お問い合わせ先

魚沼市役所 産業経済部 都市整備課 都市整備係

TEL：025-793-7991 Fax：025-793-1016

E-mail：toshiseibi@city.uonuma.lg.jp